

和歌山県消防救急デジタル無線及び多重無線システム他
再整備工事監理業務

仕 様 書

令和6年6月

和歌山県

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 適用範囲.....	1
第2条 業務名.....	1
第3条 業務期間.....	1
第4条 業務場所.....	1
第5条 業務の目的及び概要.....	1
第2章 業務の内容.....	1
第1条 提出書類.....	1
第2条 契約の範囲.....	1
第3条 業務内容.....	2
第4条 指示及び承認.....	3
第5条 監督職員との連携.....	3
第3章 現場技術者.....	3
第1条 本業務を行う上での管理体制.....	3
第2条 技術者の諸事項.....	3
第4章 その他.....	4
第1条 受託者の一般的遵守事項.....	4
第2条 連絡体制.....	4
第3条 秘密の保護.....	4
第4条 守秘義務.....	4
第5条 再委託の制限.....	4
第6条 仕様書の疑義等.....	4
第7条 その他.....	4

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、和歌山県（以下、「発注者」という。）が実施する、和歌山県消防救急デジタル無線システム、多重無線網及びこれらに付帯する設備の再整備工事に係る、監理業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務名

和歌山県消防救急デジタル無線及び多重無線システム他再整備工事監理業務

第3条 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

第4条 業務場所

和歌山県内全域のうち県が指定する場所

第5条 業務の目的及び概要

本業務は、和歌山県が実施する消防救急デジタル無線設備、多重無線設備及びこれらに付帯する設備の再整備工事の監理を行うものである。対象箇所は57箇所。

なお、監理対象の工事は、次のとおりとする。

- ・令和6年度 危消 第1号-1 和歌山県消防救急デジタル無線システム再整備工事
- ・令和6年度 危消 第1号-2 和歌山県多重無線網再整備工事
- ・令和6年度 危消 第1号-3 和歌山県消防救急デジタル無線システム・県多重無線網付帯設備再整備工事

これら監理対象工事の詳細は、和歌山県危機管理消防課のホームページに入札情報として掲載する各工事の仕様書（工事設計書及び設計図面を含む）等の資料を参照のこと。

第2章 業務の内容

第1条 提出書類

1. 契約または、業務履行中に際して下記書類を提出すること。

(1) 管理技術者等届	1部	契約後遅延なく
(2) 技術者経歴書及び資格者証	1部	契約後遅延なく
(3) 業務計画書	1部	契約後10日以内
(4) 工事進捗状況報告書	1部	工事実施期間中（毎月）
(5) 監理業務実績報告書	1部	工事実施期間中（毎月）
(6) 業務完了届	1部	業務完了の日
(7) その他、発注者が指定する資料及び書類	1部	
2. 工事実施期間中（毎月）の書類については、翌月の期日までに提出しなければならない。
3. 受託者は、契約に基づく監理業務が完了したときは、業務完了届を提出し、速やかに発注者の検査を受けなければならない。

第2条 契約の範囲

本業務に係わる契約の範囲は、本仕様書による他「国土交通省建築工事監理業務委託共

通仕様書」によるものとし、本工事の一式と工事関連書類並び発注者が必要とする書類及び工事仕様書に基づく監理を契約の範囲とする。

第3条 業務内容

1. 本業務の内容は、「本仕様書」及び「国土交通省建築工事監理業務委託共通仕様書」に基づいて行うものとする。ただし、「国土交通省建築工事監理業務委託共通仕様書」にある契約に関する条文については発注者の契約書に準拠する。
2. 業務受託者は工事受注者から提出された書類等、必要に応じて確認すること。
3. 業務受託者は、工事受注者から出来高確認申請書の提出があったときは、出来高報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
4. 発注者の依頼により各消防本部、及び関係機関との打ち合わせに同席すること。
5. 設計意図を工事受注者に正確に伝える業務を実施すること。
 - (1) 工事受注者との打合せ
 - (2) 施工図作成に必要な参考資料を工事受注者に提出する。
 - (3) 再整備工事を構成する各工事の工程を確認し、総合工程表の作成及び調整を行う。
6. 承諾図等の審査業務
 - (1) 機器仕様の審査
 - (2) 施工図の審査
 - (3) 設置機器等の固定方法に関する審査
 - (4) 使用材料の審査
 - (5) 審査結果の報告
7. 対象工事における設計図書の照合
対象工事における設計図書との確認を行い、相違点があれば工事受注者に指摘し修正すること。
8. 工場検査の立会い
現場では確認できない、単体検査及び総合動作試験を工場にて確認を行うこと。
(工場立会の対象となる機器については発注者との協議により決定する)
9. 工事現場の管理
下請業者通知書、現場施工管理体制、現場安全衛生管理体制、緊急連絡体制等の確認を行うこと。
10. 工程表・施工計画書の確認
 - (1) 工程表
各書類の提出時期、設置・単体検査・総合試験時期の確認
月間工程表、週間工程表、工種別工程表の確認
 - (2) 施工計画書
仮設計画書、工事記録写真、工種別施工計画書、工種別施工要領書の確認
11. 工事進捗会議の実施
 - (1) 工事実施期間中に毎月進捗会議を実施すること。但し発注者が進捗会議の必要性について低いと判断した場合、実施不要とする。
 - (2) 各整備工事関係者合同にて進捗会議を実施し、現場工程（仮設計画、単体調整、総合調整等）の共有、及び周知を行うこと。

- (3) 工程遅延が発生した場合、課題を把握し対応策を検討し、工事受注者に対応策を指示すること。
 - (4) 現場で発生する課題に対し、対応策を検討し、工事受注者に対策案を指示すること。
12. 段階確認の立会い
 - (1) 工事材料の品質が確保されているか搬入検査に立会うこと。
 - (2) 施工計画書に従った工事が実施されているか確認を行うこと。
 - (3) 工事完了後に不可視となる部分について設計図書との適合確認を行うこと。
 13. 各整備工事との調整
各整備工事との施工範囲、施工時期及び総合試験の調整を行うこと。
 14. 検査の立会い
発注者が実施する検査に立会うこと。
 15. 議事録の作成
本業務に関する打合せ・会議等について、議事録を作成すること。

第4条 指示及び承認

1. 本業務の実施にあたり、受託者は、発注者の指定する監督職員の指示に従い、指示及び承認を受ける場合は、指定の工事打合簿により行うものとする。
2. 発注仕様書等について、工事受注者から変更承諾願いが提出された場合は、変更承諾の可否について設計意図に照らして発注者に助言を行うこと。

第5条 監督職員との連携

受託者は、監督職員との調整を密にし、工事施工、指示事項、承諾事項等の打合せを行った場合は、その都度報告することを原則とする。また、工事受注者との会議、打合せ及び検査、試験等については、必要に応じて監督職員に立会いを求め実施するほか、工事受注者が作成した議事録等を確認し、監督職員に提出する。

第3章 現場技術者

第1条 本業務を行う上での管理体制

本業務を行う上での管理体制については次のとおりとする。

1. 管理技術者
2. 担当技術者

第2条 技術者の諸事項

1. 管理技術者は工事監理業務全体を統括し、各担当を指揮監督し、工事受注者と発注者との調整を行う。
2. 管理技術者は定例の工事会議への出席義務を負い、止むを得ない事情で欠席する場合は同等の資格を持つ代理者、または担当技術者がその職務を代行する。
3. 担当技術者は管理技術者の指揮の下で工事の監理業務を行い、管理技術者及び監督職員の承諾を受けた場合に限り、臨時で管理技術者の職務を代行することができる。
4. 上記の技術者は複数の職務を兼務することができる。

第4章 その他

第1条 受託者の一般的遵守事項

受託者が工事の監理業務を処理するに当たり遵守すべき事項は、次のとおりとする。

1. 発注者の代行者であることを自覚し、工事受注者その他関係者に対して常に厳正かつ公平な態度で臨まなければならない。
2. 契約書・設計図書等に基づき工事現場の状況把握に努めなければならない。
3. 工事受注者に対し適切な工事が遂行されるよう設計意図を伝え、必要な指導を行うと共に徹底を図らなければならない。
4. 工事現場の適正な管理に留意し、工事の安全と促進に必要な指導をしなければならない。
5. 工事が効率よく実施できるように、再整備工事全体の進捗を常に把握し関係者に共有しなければならない。

第2条 連絡体制

受託者は、委託契約及び本仕様書に基づいて常に発注者と密接な連絡を取り、工事受注者への指導を行うこと。

第3条 秘密の保護

本業務の実施にあたり、発注者より提出された各種の資料は、情報の秘密の観点から外部に漏れることのないように万全を期すこと。

第4条 守秘義務

受託者は、本業務を遂行するにあたり、知り得た情報等を正当な理由なく他に知らせ、不当な目的に使用してはならない。

第5条 再委託の制限

受託者は、本業務の全てまたは主要な業務を一括して他に委託し、また、請け負わせてはならない。やむを得ない理由で一部の業務を他に委託する場合は、発注者の承認を得なければならない。

第6条 仕様書の疑義等

受託者が本仕様書の記載事項について疑義を生じた場合は、発注者と協議をして取り決めるものとし、受託者の一方的な解釈で業務を実施してはならない。

第7条 その他

本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を遂行する上で必要不可欠であると客観的に考えられる軽微な事項については、受託者が補足して実施するものとする。本業務において疑義が生じた場合は、発注者と誠実に協議して対応することとする。